

おたのしみ

まちのデータ

(平成28年6月30日現在)

人口	27,171人	交通事故発生件数	
男	12,790人	(6月中、物損含む)	
女	14,381人	有田川町	42件
	10,471世帯	死者	0人 負傷4人
			湯浅警察署調べ



お問い合わせ
せんわばんごう

吉備庁舎
金屋庁舎
清水行政局

52-2111

城粟五安水	23-0001	環境	52-5384
山生郷諦	22-0351	プラスチック	52-7855
出連出出	22-0254	休日急患	52-4882
張絡張張	26-0001	有田	52-3055
所所所所	52-5356	子育て支援	52-5474
課	52-4730	センター	090-7966-1697
A L E C (アレック)		有田川町少年	52-8744
		センター	

相談

一日行政相談所

● 8月25日(木)
きび保健福祉センター 13時～16時

問吉備庁舎総務課

中小企業の「よろず」相談 お受けします

売上拡大・資金繰り・創業などの悩みをお持ちの方はいらっしゃいますか? 「和歌山県よろず支援拠点」では、中小企業・小規模事業者の皆さまがお持ちの、経営上のさまざまなご相談に無料で応じます。

● 日時/毎月第1・3木曜日(祝日、年末年始を除く) 9時30分～17時15分

● 会場/有田振興局1階第2会議室 (有田郡湯浅町湯浅 2355-1)

● 申込方法/いずれかの方法をご利用ください。①ホームページの申込フォームに必要事項を入力する②電話で申し込む③相談申込書に必要事項を記入の上、ファクスで申し込む

問和歌山県よろず支援拠点(公益財団法人わかやま産業振興財団内)

☎073・4333・3100
FAX073・4322・3314
URL <http://yorozu-wakayama.jimdo.com/>

子育て

3人目以降の保育料が無料! 平成28年度三子以上に係る 保育料助成制度

平成28年度から、保育所・幼稚園・認定こども園・認可外保育所・児童発達支援センターなどに通園している3人目以降の就学前児童の保育料などを利用にする「紀州3人子保育料助成制度」が始まりました。

この制度に該当する保育所に通っている方には、6月中に案内をお送りしています。申請がまだの方は早急に申請書の提出をお願いします。申請に基づき保育料を徴収しないこととし、すでに徴収済みの保育料については、指定された口座に返金します。返金は8月以降に振込予定です。

● 保育料利用料の納付方法が口座振替の方は、振替口座へ返金します。

● 納付書でお支払いいただいた方は、返金先の口座をお知らせください。

幼稚園、認可外保育所、児童発達支援センターなどに通園し、保育料・授業料・利用料などを負担している方については、各施設に支払った金額がわかる領収書を添付し、年度末(3月末)に年間分を請求していただきますので、領収証は捨てずに年度末まで保管しておいてください。

「児童扶養手当」の 加算額が変わります

平成28年8月1日から「児童扶養手当法」の一部が改正され、児童扶養手当の第2子の加算額および第3子以降の加算額が変更されます。

		平成28年7月まで	平成28年8月から
本体額	全部支給	4万2,330円	同左
	一部支給	4万2,320円～9,900円	
第2子加算額	全部支給	5,000円	1万円
	一部支給		9,990円～5,000円
第3子以降加算額	全部支給	3,000円	6,000円
	一部支給		5,990円～3,000円

問金屋庁舎やすらぎ福祉課